

# 安城市職員倫理規程の要旨

## 1 策定の基本的考え方

国家公務員倫理規程、愛知県職員倫理規程、県下策定済の各市の倫理規程を参考にして、安城市独自の考え方を追加したものとした。

## 2 倫理規程の要旨

### 第1条 目的

安城市職員は市民全体の奉仕者である。市民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、市民の信頼を確保する。

### 第2条 定義

#### (1) 倫理

職員の本質の在り方及び行動の規準を意味する。

#### (2) 事業者等

法人、その他の団体、営利目的の事業を行う個人をいう。

#### (3) 利害関係者

職務として携わる事務の区分に応じ、次に定めるものをいう。

職員の職務	利害関係者
許認可等をする事務	・許認可等を受けて事業を行っている事業者等 ・許認可等の申請をしている、申請をしようとしている事業者等、特定個人
補助金等を交付する事務	・補助金の交付を受けている事業者等、特定個人 ・補助金の交付申請をしている、しようとしている事業者等、特定個人
立入検査等をする事務	・立入検査を受ける事業者等、特定個人
不利益処分をする事務	・不利益処分をしようとする場合の名あて人となる事業者等、特定個人
行政指導をする事務	・行政指導をされている事業者等、特定個人
契約に関する事務	・契約を締結している事業者等、特定個人 ・契約の申し込みをしている、しようとしている事業者等、特定個人
その他の事務	・職務として携わる事務に関して利害関係を有する事業者等、特定個人

#### (4) 倫理監督員

職員の倫理保持のための指導、助言を行う職員で、企画部長とする。なお、倫理監督員が指定する職員に、その職務を行わせることができる。

### **第3条 職員の倫理行動規準**

安城市職員としての使命を自覚し、地方公務員法その他の関係法令を遵守し、次に掲げる事項を行動規準とする。

- (1) 常に公正な職務の執行を行う。
- (2) 職務や地位を私的利益のために利用しない。
- (3) 権限行使対象者から贈与等を受けるなどの、市民が疑惑や不信をいだくような行為をしない。
- (4) 公共の利益の増進のために、全力で職務を遂行する。
- (5) 勤務時間の内外を問わず、信用をなくすような行為をしない。
- (6) 職務上取り扱う情報を私的に利用しない。
- (7) 利害関係者以外の者との関係でも、市民が疑惑や不信をいだくような行為をしない。
- (8) 交通安全の推進、交通マナーの向上に努める。

### **第4条 管理職員の遵守事項**

- (1) 率先して模範を示すことにより、服務規律の確保を図る。
- (2) 職員の指揮監督を行う。
- (3) 注意意識の喚起を行う。
- (4) 部下職員との面談を定期的実施し、服務規律の確保に努める。

### **第5条 禁止行為**

職員は、利害関係者との間で次の行為を行ってはならない。

- (1) 金銭等の贈与、便宜の供与を受ける。
- (2) 金銭の貸付を受ける。
- (3) 無償又は低金額で物品や不動産の貸付を受ける。
- (4) 無償又は低金額で役務の提供を受ける。
- (5) 未公開株式を譲り受ける。
- (6) 供応接待を受ける。
- (7) 飲食をする。
- (8) 遊技、ゴルフをする。
- (9) 公務以外の旅行をする。

### **第5条第2項 禁止行為の除外**

職員は、利害関係者との間で次の行為を行うことができる。

- (1) 職務として出席した多数の出席者のある会合で、全員配布用の記念品を受ける。
- (2) 職務上、利害関係者を訪問したとき、相手の物品を使用する。

- (3) 職務上、利害関係者を訪問したとき、公共交通機関がないなど、やむを得ないとき相手の自動車を利用する。
- (4) 職務上、利害関係者を訪問したとき、茶菓を受ける。
- (5) 自己負担して飲食をする。ただし、倫理監督員の許可が必要（職務として出席した会議・会合における簡素な飲食は除く。）。

#### **第6条 禁止行為の例外（私的関係をもつ利害関係者との付き合い）**

当該職員が公正な職務をするのに、市民の疑惑や不信を招く恐れのない場合は、第5条の「禁止行為」を行うことができる。

#### **第7条 利害関係者以外の者等との間における禁止行為**

通常一般の社交の程度を超える金銭等の贈与その他の財産上の利益供与又は供応接待を受ける。

#### **第8条 贈与等を受けた場合の対応**

受けてはならないとされている贈与等を受けたときは、管理職を通じて倫理監督員に報告し、自己の責任において返還する。

#### **第9条 通報**

職員、職員以外からの通報受付窓口を設けるとともに、通報者に対し不利益な取り扱いを禁止する。

#### **第10条 特別職等の倫理の保持**

市長及び副市長は、この訓令の趣旨に沿って倫理の保持に努める。

#### **施行**

平成17年11月1日から施行する。

平成19年4月1日から施行する。

平成20年4月1日から施行する。

平成30年7月20日から施行する。